

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

当院の院外処方せんにおいて、以下の項目については調剤前の疑義照会を省略し、患者に十分な説明を行い同意を得た上で、変更調剤を行っても良いこととする。

また、本プロトコルは、当院と保険薬局による合意書（様式 1）の締結をもって実施する。

（1）残薬確認に伴う減数調剤

薬剤師により薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を減じて調剤できるものとする（外用剤、注射剤の本数変更を含む）。残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行った上で減数調剤を行う。

ただし、以下については、疑義照会対象とする。

- 医療用麻薬、抗がん剤に関する場合
- 処方薬の追加、削除、投与日数の延長となる場合
- 処方せんに「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合

（2）内用薬における別規格製剤がある場合の規格の変更

コメントに「変更不可」の指示がある処方を除いて、安定性、利便性の向上のための規格の変更調剤ができるものとする。

【例】 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠
50 μ g錠 1回1.25錠 → 50 μ g錠1回1錠 + 25 μ g錠1回0.5錠

（3）内用薬における主成分が同一の銘柄変更（後発品から先発品への変更も含む）

（4）内用薬における剤形の変更

（5）消炎鎮痛貼付剤における、パップ剤 ↔ テープ剤 の変更

（6）患者が希望する粉砕、混合、一包化

（7）週1回、月1回製剤の処方日数の適正化

連日投与の処方薬と比較して、間違いが明確な場合

（8）医薬品供給不足下における同種同効薬への代替調剤。代替可能な医薬品については個別に指定する。

<運用>

保険薬局は、プロトコルに基づいて変更調剤を行った場合は、様式 2 又は、処方せんに変更内容を記載し、当院医療事務課に FAX 等で報告する。

倉敷医療生活協同組合 水島協同病院

2022年12月

改訂 2024年11月